

平成十八年五月十二日提出
質問第一二五七号

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問主意書

一 平成十八年五月十一日付読売新聞朝刊は「在ロシア日本大使館は十日、同大使館に所属する日本人外交官研修生二人が七日夜、視察先のグルジアの首都トビリシ市内で強盗に襲われて負傷したと発表した。研修生二人とも男性で、トビリシ市内の路上で二人組の男に襲われ、一人が脇腹を刺され、もう一人は手を切りつけられたが、命に別状はないという。現金やパスポートなどを奪われた。

二人は語学研修のため同大使館に所属。同大使館は氏名や年齢について『本人の意向やプライバシー保護のため明らかにできない』としている。」旨報しているが、研修生とは、どのような業務に従事する職員か。

二 グルジアを管轄するのは在ロシア連邦日本国大使館ではなく、在アゼルバイジャン日本国大使館であると承知するが、何故に今回強盗事件に遭遇した研修生（以下、「研修生」とする。）はグルジアを訪れたのか。

三 「研修生」は、一種職員か、または専門職員か。「研修生」は外交特権を有しているか。

四 「研修生」のグルジア訪問は、公務か、それとも私的旅行か。

五 「研修生」は、在ロシア連邦日本国大使館の上司の許可を取ってグルジアを訪問したか。

六 今回の事件の第一報が在ロシア連邦日本国大使館にもたらされたのはいつか。どこから第一報の連絡があつたか。

七 今回の事件に関し、公電による外務本省に対する報告はなされたか。当該公電（以下、「公電」とする。）にはどのような内容が記されているか。「公電」には秘密指定がなされているか。「公電」は情報公開の対象になるか。

八 平成十八年五月七日夜に発生した事件であるのにも関わらず、三日も経過した後の同年同月十日に在ロシア連邦日本国大使館が事件に関する発表を行った真意について説明されたい。

九 トビリシの治安状況につき、「研修生」がモスクワを出発する時点で、外務省はどのように認識していたか。

右質問する。